

平成23年第9回小山町議会12月定例会会議録

平成23年12月15日(第3日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 阿部 司君  | 2番  | 湯山 宏一君 |
| 3番  | 池谷 弘君  | 4番  | 高畑 博行君 |
| 5番  | 桜井 光一君 | 6番  | 渡辺 悦郎君 |
| 7番  | 米山 千晴君 | 8番  | 湯山 鉄夫君 |
| 9番  | 梶 繁美君  | 10番 | 池谷 洋子君 |
| 11番 | 込山 恒広君 | 12番 | 鷹嶋 邦彦君 |
| 13番 | 真田 勝君  |     |        |

欠席議員

なし

説明のために出席した者

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 町 長         | 込山 正秀君 | 副 町 長       | 土村 暁文君 |
| 教 育 長       | 戸枝 浩君  | 企 画 総 務 部 長 | 小野 巖君  |
| 経 済 建 設 部 長 | 後藤 栄一君 | 住 民 福 祉 部 長 | 土屋 礼二君 |
| 教 育 部 長     | 高橋 忠幸君 | 会 計 管 理 者   | 高木 昇一君 |
| 企 画 調 整 課 長 | 室伏 博行君 | 総 務 課 長     | 秋月 千宏君 |
| 税 務 課 長     | 湯山 正敏君 | 福 祉 課 長     | 田代 順泰君 |
| 住 民 課 長     | 岩田 英信君 | 健 康 課 長     | 羽佐田 武君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 高橋 裕司君 | 防 災 室 長     | 鈴木 陽一君 |
| 建 設 課 長     | 鈴木 哲夫君 | 農 林 課 長     | 池谷 和則君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 遠藤 一宏君 | 都 市 整 備 課 長 | 小野 克俊君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 吉川 保利君 | 学 校 教 育 課 長 | 小野 学君  |
| 生 涯 学 習 課 長 | 土屋 和彦君 | 総 務 課 副 参 事 | 岩田 芳和君 |

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員

11番 込山 恒広君 12番 鷹嶋 邦彦君

閉 会

午前11時02分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について
- 日程第2 議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第3 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算 (第7号)
- 日程第10 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第12 議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第67号 訴えの提起について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日、駿東歯科医師会の方の傍聴席での写真撮影を、議長において許可しておりますので報告いたします。

---

日程第1 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について

日程第2 議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第7号）

日程第10 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第53号から日程第14 議案第66号までの議案14件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、常任委員長から、委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、12月1日、総務建設委員会に付託されました8議案について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

12月8日午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、委員から、該当する件数700件の確認なり点検はどのようにされているのか。電柱と電話柱1種、2種、3種あるが、表を見ると100円の格差があるということだが、また共架電線1メートル7円とあるが、ケーブルテレビの電線は電柱電話柱の設置者でないので、ケーブルテレビの共架線については、どう理解したらいいのか。との質疑に。

確認は、過去から占用の申請数等で確認しています。占用料については、静岡県の占用料に基づいたものです。また、電柱、電話柱については、小山町では占用料をいただいている。道路の拡幅工事等で拡幅したときに移設していただきますが、工事費を無料にいただいている。また、ケーブルテレビ等についても、移設時の工事費のかわりに町長の認める条文対応することで、占用料は取っていないということでございます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例について。

委員から、日常、占用を受けているもの、橋など指導、管理、点検の作業をされているのか。との質問に。

基本的には占用事業者で安全管理等すべきであり、町の方では安全管理はしていません。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告いたします。

委員から、歳入の商工使用料の町民いこいの家の販売コーナー使用料26万4,000円について、1年間の使用料か。使用料の算定方法は、面積か売り上げか。との質疑に。

休憩室を増築して、うどんやそばなどの軽食を足柄サービス株式会社が販売をしていて、11月1日から3月31日までの使用料を計上し、内容は、電気、ガス、水道料と場所の使用料であります。との答弁がありました。

また、松田町町営駐車場使用料20台分30万円について、設置目的、使用方法、使用料は。との質疑に。

松田町営駐車場使用料の目的は、昨年の台風9号や、また3月の地震の災害や東電の計画停電等によりまして、御殿場線のかんりの部分が運休されました。特に運行が再開されても、松田どまり、御殿場止まりということで、小山町がエアポケット的になり、御殿場線が利用できない状況になってしまいました。それに伴い、東京へ向かう方は松田駅を利用していることもありまして、町には何とかしてくれないかという声を受けて、松田町と話し合い、今回計上いたしました。場所は新松田駅の南側の川沿い、70台の松田町営駐車場が設置されていて、そのうちの軽自動車5台、普通車15台の計20台を小山町が使用することで協議が整っています。料金は、1台、月6,000円ですが、減免していただき、5,000円で賃借させてもらう。方法は、小山町で一括20台分を松田町へ使用申請し、松田町から20台分の登録証をいただき、小山町の方で使っていただいた方には、町に来て月額5,000円の使用料を払い、登録証を受け取ります。今回、1月から3月までの3か月分30万円を計上いたしました。との答弁がありました。

委員から、松田町の駐車場の件について、市内での検討内容と、不公平アンバランス間の検討をしたか。須走や北郷の方は、沼津方面に通っている人も多い。御殿場線を利用して、御殿場市の市営駐車場もある。不公平感がある。また、松田町の町営駐車場で行政財産になると思うが、小山町が借りることは議会議決が必要であるかないか検討したのか。そして、小山駅の駐車料金はどこに払っているか等々、質問がございました。

以前から、御殿場線が不便だということもあり、御殿場線輸送力増強ということでやっていますが、皆さん、通勤通学に不便だという声が町にもあり、いろいろ検討し、西より東の方が多いということで、今回の賃借の契約を結びました。不公平感については、決して無料で町が皆さんに貸すということではなく、町の雑入に入るということで理解していただきたい。今回、とりあえず議会議決については、町が松田町に使用料を払い、利用する町民の方が町に使用料を払うわけではなく、法的な問題もクリアできると判断している。駿河小山駅の駐車場ですが、平成16年から商工連合会おやまと土地の賃貸借をしていて、18万円で13台分貸して、駐車料金は1日500円以内ということで覚書を結んでおります。駐車料金は、商工連合おやまの方の収入となっております。との答弁がありました。

委員から、林業費の森林整備加速化・林業再生事業補助金の内容と助成対象施工者及び施工場所、施行面積は。との質疑に。

木質バイオマスエネルギー利用施設整備といたしまして、上野地先の農業用ハウス1棟300坪に木質ペレット温風機2台を設置するものであります。あと、犬の平社会福祉法人の木質ペレットストーブ1台に対しましても、国の補助金を受けましたので事業実施するものでございます。との答弁がありました。

委員から、町道整備測量設計委託料の1,727万1,000円の町道2076号線の7メートル拡幅する法的根拠は、道路法か都市計画法か。また、当該道路に接続する町道2145線の駒形道路の現地測量はされているのか。との質疑に。

町道2076号線は、10月11日に小山町と青虎会との合意書に基づき、道路改良舗装工事の町が受託事業するものでございます。7メートルの法的根拠は、都市計画法の開発行為により、7メートルが必要となるものでございます。また、駒形道路の測量ですが、必要が生まれれば必要に応じ測量するようになる。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第61号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第64号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第66号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、須走の町営住宅富士見ヶ丘団地の解体跡地、そして松田町の町営駐車場の賃借地の確認ということで現地視察もしたことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） ただいまから、12月1日、文教厚生委員会に付託されました7議案についての、審議の経過と結果について御報告します。

12月9日午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について報告します。

委員から、条例の歯科救急医療体制の整備の推進とあるが、歯の場合の救急医療体制はどうなるのか。また、休日に限るというが、夜間、子どもが歯が痛く、我慢できないときの対応は。との質問に。

当局から、休日歯科診療という形で医療体制をとっている。現在も対応し、必ず休日において御殿場市、小山町の歯科医師会の中で当番制をとっています。今回の条例の中では、理念を定めた法律で、町として休日歯科医療という形で救急歯科の体制をとっています。また、夜間の歯痛については、かかりつけの医師に連絡して対応する形になっています。との答弁がありました。

また、委員から、7条の歯科保健計画を策定するとあるが、専門委員会を設けるのか。委員はどのような人になるのか。また、おおむね5年ごとに見直すとするが、おおむねの意味合いはどうか。との質問に。

当局から、今後10年間を見越した第3次小山町保健事業計画を策定予定があり、小山町健康づくり推進会議を策定委員会に位置づけ、その中に仮称ですが、歯科保健部会を設置し、歯科保健計画及び拡充策を定めていく。また、おおむね5年は、10年を前期、後期で計画していきたい。

との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告します。

委員から、民生費の減額補正が非常に多い理由は。との質問に。

当局から、子ども手当が、当初、国の方では2万円という話があり、実質1万3,000円になり、人数も減ったりしたことが、子ども手当が減額の主な理由です。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブ補助金は、預かっている子どもの人数に応じて支給しているのか。各放課後児童クラブごとに教えていただきたい。との質問に。

当局から、成美小学校が15人で106万6,000円、明倫小学校が38人で310万1,000円、足柄小学校が15人で106万6,000円、北郷小学校が30人で193万円、須走小学校が52人で294万3,000円ということで、それぞれ県の基準単価で定められていて、そのほか、長時間の開設加算とか障害児の加算というものが加わります。との答弁がありました。

また、委員から、母子家庭等医療費補助100万円ですが、児童にはほかに医療費助成があるが、この補正の理由は。また、対象家庭は母子、父子含めて何件か。との質問に。

当局から、増額の理由は、件数が増えることと、1件当たりの単価が約400円上がったため、母子家庭の要件は、所得税が課せられていない母子家庭や父子家庭、両親のいない20歳未満の児童に医療費を助成している。また、こども医療費助成との絡みは、基本的に2分の1が県費補助なので、こども医療費助成より補助が多いので、極力、該当される方はこちらにお願いしているし、こども医療の担当の健康課とも連絡して進めている。また、対象家庭は68世帯で、母子家庭63世帯、父子家庭3世帯です。との答弁がありました。

委員から、小学校費の修繕料100万円と工事請負費164万4,000円の内容と、どこの小学校か。との質問に。

当局から、修繕費100万円は須走小学校屋内体育館施設建設に伴い、校舎側との電気配線等の修繕が必要になることで補正しました。また、工事請負費は、須走小学校の校舎屋上に太陽光の発電設備を取りつけることで、体育館の入札差金と164万4,000円を足して3,100万円で設置するものです。との答弁がありました。

また、委員から、須走小は日照時間も短いので、3,000万円をかけて採算がとれるのか。との質問に。

当局から、いろいろ検証し、今回、毎時10キロワットのものでソーラーパネルを約66平方メー

トル、約20坪を設置して対応し、学校で使用し、売電も考え、子どもたちの教育活動でも有効であると思います。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）については、審査し、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、介護予防サービス給付金の金額の中身は。との質問に。

当局から、この給付金は、要支援の1と2を対象とした、予防を重点に置いて対処した給付であります。介護予防通所介護、デイサービス、ホームヘルプサービス、リハビリテーションなどの利用者が伸びているため、増額をお願いしています。短期入所等の介護予防を中心にしたもので、この利用者のニーズが増えています。との答弁がありました。

委員から、電算システムの改修費383万3,000円の内容は。との質問に。

当局から、今後、日常生活支援総合事業が創設され、保険料の納付管理、給付の実績管理等に変更が生じます。定期巡回、随時サービス対応等、サービスが細分化され、国の法律改正に伴い、国保連合会とのインターフェースの変更が発生します。このシステム改修です。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第65号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました7議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、付託されました案件の審査の後、シルバー人材センターに対する補助金の確保等に関する陳情と精神障害者の医療費助成に関する陳情書の2件の陳情書を審査し、今回、議長預かりと決しましたので報告します。

以上です。

済みません、訂正させてください。放課後児童クラブの回答の件で、成美小学校150人と言いましたが、15人に訂正をいたします。失礼しました。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第53号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定についてを議題とします。文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○10番（池谷洋子君） 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

条例の目的にも記してありますが、歯や口腔の機能が全身の健康を保つ上で重要な役割を果たす。また、歯科保健施策を総合的、計画的に推進して、町民の健康増進に寄与することを目的とするとあります。この目的は大変重要なことと考えます。特に妊婦さんや生まれてくる赤ちゃんのためにも、歯や口腔の健康づくりは大切なことです。この条例を施行後、きちんと継続した検証を行い、よりよい改善を加えながら、長期的な視点で健康長寿の町づくりを推進していただきたいと考えます。

以上を踏まえ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（真田 勝君） ほかに討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決しま

した。

日程第3 議案第55号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第4 議案第56号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 小山町普通河川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 平成23年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○4番(高畑博行君) 総務建設委員長の報告に対してですけれども、私の質問は、第2款7項の、例の松田町営駐車場の使用料の件でございます。23ページでございます。

委員長の報告で、その内容が明確に理解できました。3・11以降の計画停電によって御殿場線が止まり、多くの通勤通学者が不便をしたということに絡んで、この20台分を町として確保し、使用者に月5,000円ですか、その使用料をこちらに払っていただくというふうな、この制度、対応としては私はこれは反対ではございません。

ただ、順序として、やはりJRに対して、こういう御殿場松田間、公共交通ですので、止まった場合、即代替バスとか、そういったものの対応を、町として強くやっぱり要望していくということが先決ではなかろうかなというふうに考えております。

以上のことで、この使用料を払ってお借りするという自身は、私は賛成なんですけれども、順序として、そちらがやっぱり強く要望していくというのが先決ではなかろうかなというふうな考えがあるわけですけど、そこの点をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○総務建設委員長(米山千晴君) 高畑議員の御質問でございます。

私が委員長報告でまとめたものに関して、これが議事でございますので、当日の委員会についての審議の経過と結果についての要約された文でございます。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議員の派遣について

○議長(真田 勝君) 日程第15 議員の派遣についてを議題とします。

議会閉会中の平成24年1月20日に、駿東郡町議会議長会主催による全議員研修が開催されます。開催地は長泉町です。

また、議会閉会中の平成24年2月3日に、駿東郡町議会議長会主催による議会広報研修が、広報対策特別委員を対象に開催されます。開催地は小山町です。

以上、2件の議員派遣についてを、会議規則第121条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第67号 訴えの提起についての追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第67号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

---

追加日程第1 町長提案説明

○議長(真田 勝君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第67号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、議案第67号 訴えの提起についてであります。

本案は、町が設置・管理している観光案内看板を損壊させられたことにより、その損害の賠償を求めるために訴えの提起をする必要があり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました1議案につきましての提案説明は終わります。後ほど関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 議案第67号 訴えの提起について

○議長(真田 勝君) 追加日程第2 議案第67号 訴えの提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第67号 訴えの提起についてであります。

本案は、町が設置し、管理している観光案内看板に対する器物損壊事件に係る損害賠償請求の訴えを提起するものでございます。

本件は、平成23年9月30日午後6時ごろから10月2日午後3時ごろまでの間、JR駿河小山駅前観光案内看板並びに観光案内所前及び健康福祉開館前並びに足柄峠聖天堂公衆トイレ前のトレイル看板計4か所の案内看板に、ペンキで落書き及び金づち等により殴打し、観光案内看板としての機能を損失させ、器物損壊事件の損害賠償請求であります。

町は、御殿場警察署に対し被害届を提出するとともに、平成23年10月18日付で、被告となるべき者に看板修繕に係る費用21万7,875円を支払うよう、損害賠償の請求書を送付し、当該請求書が到達した日から10日以内に損害額を支払わなかった場合には法的手段をとる旨の通知をいたしました。期限までに支払はありませんでした。

このため、請求金額の算出根拠となる書類を添え、再度請求したところ、平成23年12月2日に観光案内所前及び健康福祉開館前、足柄峠聖天堂公衆トイレ前トレイル看板の3か所分の15万4,875円の納付はなされましたが、JR駿河小山駅前観光案内看板分の6万3,000円については、説得を続けましたが、いまだに納付に応じていないため、損害賠償請求の訴えを提起するものでございます。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○7番(米山千晴君) 議案第67号について、賛成の討論をしたいと思います。

本件につきまして、町の財産たる道標、また登山者、歩行者に対する道標の損壊、もしくはそれに伴う行為ということでございます。非常に利用者にとっては大変な事態だと、私は認識しております。

また、本被告となるべき方に対しては、元町議会議員という要職にありながら、今回のこの事故に対し、私は議会に対する非常に冒とくだと、このように思っております。

以上の観点から、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(真田 勝君) ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立多数です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成23年第9回小山町議会12月定例会を閉会といたします。

午前11時02分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 込 山 恒 広

署 名 議 員 鷹 嶋 邦 彦